

決議 13.10*

外来侵入種の取引

外来種は生物多様性に対する著しい脅威となりうること、および商業取引される動植物相の種が国際取引の結果として新たな生息地に導入される見込みが高いことを考慮し、

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択された決定10.54、10.76、10.86を想起し、

条約締約国会議は

締約国に対して次のことを行うよう勧告する。

a) 生きている動物または植物の取引を取り扱う国内法

並びに規則の策定にあたり侵入種の問題を考慮すること。

- b) 潜在的侵入種の輸出を考慮するにあたり、そのような輸入を規制する国内措置が存在するかどうかを決定するために、可能かつ適用可能であれば、提案されている輸入国の管理当局と協議すること。かつ、
- c) CITESと生物多様性条約（CBD）の相乗効果に関する機会を考慮し、潜在的侵入性を持つ外来種という問題について2つの条約間の適切な協力と共同作業について探ること。 ■

* 第14回締約国会議で改正。